

なりたウオーキングクラブ会則

- 1、名称 本会は、なりたウオーキングクラブ(以下「本会」)と称する。
- 2、目的 本会は、人間が歩くことは行動の原点であり、かつ歩くことで人との出会い、友情の輪を広げ、この地の自然を満喫し新たな発見と住まう悦びを共有し、かつ会員の健康と心身の涵養を図り明るい社会の発展に寄与することを目的とする。
- 3、事業 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。
 - (1) ウオーキング運動の実践及び育成に関する事業
 - (2) ウオーキング運動の実践団体と交流し親睦を図る事業
 - (3) その他ウオーキング運動の普及推進に必要な事業
 - (4) 成田市リクリエーション協会活動への援助事業
- 4、会員 本会の目的を理解し、趣旨に賛同する者をもって会員とする。本会に入会しようとする者は入会届けを提出し役員会の承認を受けるものとする。本会は当該申込者に対して会員台帳に登録するとともに会員証を発行する。
- 5、役員 本会には、代表幹事1名、事務局2名、会計2名、幹事若干名および監査1名の役員をおく。役員は役員会の推薦により総会で承認し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 6、会議 本会の会議として総会と役員会を開催する。総会および役員会の議長は代表幹事とする。
- 7、会費 本会会員の年会費は1,500円とする。年度中途退者の会費返金はしない。また、年度中途入会者の会費は別途定める。次年度の会費値上げが必要と役員会が判断した場合は、例会時の口頭説明およびホームページ上でその旨会員に知らせ、当該年度の入会届け用紙に当該額を明記するものとする。
- 8、会計 本会の経費は、下記の収入を以ってこれに当てる。
 - (1) 会費
 - (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) 参加費
 - (5) その他の収入
- 9、会計年度 本会の会計年度は1月1日より12月31日とする。
10. 雑則 (1) 本会事業中万一事故が発生しても、会の加入する傷害保険

の範囲以外の責任を負わない。

(2) 本会事業中の映像、写真、記事、記録等に関するテレビ、雑誌、新聞、インターネット等への掲載権と肖像権は会に属する。

11、事務局

本会の事務局は成田市大袋 654-49 田口康光方とする。

12、細則

この会則の施行に必要な事項は役員会で別途定める。

附則

平成 18 年 2 月 20 日制定・平成 20 年 2 月 10 日一部改定

平成 21 年 2 月 08 日一部改定・平成 22 年 2 月 14 日一部改定

平成 23 年 2 月 20 日一部改定・平成 30 年 2 月 25 日一部改定